

ら、最後の討論者である來栖教授に、次回の大會で、恐らくはこの點の解決なくしては十分な解明の得られないであろう『法人の代表者と代理人の關係について』の研究報告をお願いして、層の發展を次回大會に期しつゝ、本大會は幕を閉じた。

(一橋大學助手・好美清光)

### 經濟法學會

經濟法學會(四月六日明治大學にて開催)の研究會における報告は次の通り。

(1)「經濟法の統一(的實體)概念としての『統制』概念について」  
九州大學 助教授 丹宗昭信氏

經濟的強者と弱者とあるとき、それに加えられる市場統制の意味において「統制」概念をとらえ、これを實體概念として經濟法を把握することを提唱された。廣範な基礎問題であるだけに難解で、鈴木(東大)、金澤(北大)、西原(大阪市大)の諸教授から、更に説明を求める質問があった。

(2)「價格法をめぐる若干の考察」

一橋大學 教授 吉永榮助氏

米國において法學者と經濟學者との間で問題となつてゐる基準地價格制と、大陸においても論議的となつてゐる再販賣價格維持契約を例にとつて、價格法の基本問題まで考察された。

これに對する北村(神戸)、金澤、今村(北大)の諸教授、正田講師(和太)による質問は、主として、再販賣價格維持契約に

關連するものであった。

(3)「中小企業團體組織法に關する諸問題」

中小企業廳 堀合道三氏  
前振興課長  
北海道大學 教授 金澤良雄氏

まず、堀合氏がわが國の中小企業の實態から、その合理化のための組織化、即ち本法の必要性を明らかにされ、次いで、金澤教授が本法における中小企業の組織化の意義と本法の規定の特異點を示された。問題ある本法だけに疑點多く、矢澤(東大)、金澤、西原、北村、田中二郎(東大)、田中誠二(一橋大)の諸教授から質問があったが、最も問題とされたのは、加入命令と過怠金であった。

なお、これらの報告の詳細は、學會の機關誌として、近く發刊豫定の「經濟法學會年報」(商事法務研究會)に掲載される豫定である。

(一橋大學大学院學生・中川和彦)

### 日本刑法學會(第十七回大會)

日本刑法學會第十七回大會は、昭和三十三年四月八・九兩日にわたり、専修大學において開催された。

第一日

一、國際會議報告

「人權保護に關する國連アジア會議」

「第七回國際刑法會議」

東京大學 助教授 平野龍一氏  
東北大學 教授 木村龜二氏

「犯罪の防止および犯罪者の處遇に關する第二回アジア極東セミナー」  
法務省 顧問 小野清一郎氏

二、總會

本年度草野賞は東北大學講師大野平吉氏「共犯從屬性の理論と獨立性の理論」および東京大學助教藤木英雄氏「過失犯の考察」に授賞された。

三、研究報告

「教唆の未遂」

東北大學 講師 大野平吉氏

報告者は被教唆者が犯罪の實行に着手して未遂に終つた場合を除く「狹義の教唆の未遂」に問題を限局し、その問題の中心は、從來論ぜられて來たような「共犯」の點にあるのではなく、むしろ「未遂」の點にあるとし、これに關する刑法第四十三條本文の規定の中に「狹義の教唆の未遂」の場合が含まれるかどうかが問題であるとする。そうして、狹義の教唆行爲も、その外部的行爲から、犯意の二義的解釋を許さないと認められるから、まさに「實行ニ着手シ」たものと考えられるとして、報告者は教唆の未遂の可罰性を肯定する。

「學證責任と推定」

上智大學 助教授 松尾浩也氏

報告者は學證責任論が本來的な意義を持つに至つたのは當事者主義的な現行刑法下においてであると前提し、獨法、英米法における「學證責任」概念および「推定」概念を明確に分析

整理し、その兩者の關係に論及した上、わが刑事訴訟の當事者主義化による有罪立證の困難を克服する方策として、基本的には「疑わしきは被告人の利益に」という立場を維持しつつ、刑罰規定から立證困難な要素を除去し實際化すると共に、推定規定を設け、その效果に期待すべきこと等を主張した。

第二日

一、研究報告

「不眞正不作爲犯の問題性」

——とくにその構成要件該當性について——

慶應大學 助教授 中谷瑾子氏

報告者は、ナグラー以來ドイツにおいて一般に廣く認められている「保障(人)理論 Garantenlehre」を、およそ作爲義務者という一般的な要素を特別構成要件の中に持ち込むものとして非難し、不眞正不作爲犯の成否は、各個の特別構成要件の規定の解釋に盡きると結論する。

「目的的行爲理論の法思想的考察」

成蹊大學 講師 内藤 謙氏

報告者は、目的的行爲理論の成立と新カント學派との關連性を説き、さらに第二次大戰中におけるナチス法思想との結びつきには、何等論理的必然性のないこと、また第二次大戰後の自然法思想との關係などについて論及し、最後に、目的的行爲理論に對し、それが結果とか法益とかを輕視しているものではないか、犯罪を定型として把握していないのではないか、それが對象としている行爲は果して存在論的行爲であるか、などの諸

點から、考察を加えた。

「酩酊者に對する立法措置」

共同研究報告

植松正氏司會のもとに久禮田益喜、西村克彦、日沖憲郎、本田正義、宮内裕の五氏から各自考案の立法私案についての説明がなされた後、司會者の摘示する數個の論點について、參會者全員を含めて討論するという形で行われた。別に採決をしたわけではないが、(一)何等かの立法措置を必要とする説が強く、

(二)原因において自由な行爲についても明文を置くべきであるとの議論とそれを不要とする論とあり、(三)ドイツ刑法第三三〇條aのような有責酩酊下の違法行爲者に特別の責任を認める立法の當否が論ぜられ、(四)泥酔して他人に迷惑をかける者の處罰規定の設置を要望する聲も高かった。

(司法修習生・阿部昭吾)